

総施第102号(CFN)

平成6年9月30日

防衛施設庁長官 殿

内閣総理大臣

自衛隊法第105条第6項の規定に基づく損失の有無及び  
補償の額の決定に係る標準処理期間について（通達）

行政手続法（平成5年法律第88号）が本年10月1日から施行されることに伴い、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第6項の規定に基づく損失の有無及び補償の額の決定に係る標準処理期間について、別添のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

以 上

添付書類：自衛隊法第105条第6項の規定に基づく損失の有無及び  
補償の額の決定に係る標準処理期間について

自衛隊法第105条第6項の規定に基づく損失の有無及び  
補償の額の決定に係る標準処理期間について

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第6項の規定に基づく損失の有無及び補償の額の決定に係る標準処理期間（行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をいう。）については、6か月間とする。